

現行	改正後
<p style="text-align: center;">柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次 (略)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 契約内容等 市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(5) (略) (6) 入居者募集等 ア～ウ (略) エ 新設</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>15、16 (略)</p> <p>附 則 (中略)</p> <p>附 則 この指針は、令和6年10月1日から施行する。</p> <p>別表 (略)</p>	<p style="text-align: center;">柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針</p> <p>目次 (略)</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 契約内容等 市長は、有料老人ホームの入居の契約に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう指導する。 (1)～(5) (略) (6) 入居者募集等 ア～ウ (略) エ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。 <u>(7) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u> <u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u> <u>(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u> <u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>15、16 (略)</p> <p>附 則 (中略)</p> <p>附 則 <u>この指針は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>

別紙様式1 (特定用)
(中略)

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成			
日常生活上の世話	食事の提供及び介助		
	入浴の提供及び介助		
	排泄介助		
	更衣介助		
	移動・移乗介助		
	服薬介助		
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練		
	レクリエーションを通じた訓練		
	器具等を使用した訓練		
その他	創作活動など		
	健康管理		
施設の利用に当たっての留意事項			
その他運営に関する重要事項			
短期利用特定施設入居者生活介護の提供			
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	医療機関連携加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算		
	サービス提供体制強化加算		
	介護職員処遇改善加算		
	介護職員等特定処遇改善加算		
	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	退院・退所時連携加算		
	ADL維持等加算		
科学的介護推進体制加算			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	(介護・看護職員の配置率) : 1 以上		

別紙様式1 (特定用)
(中略)

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成			
日常生活上の世話	食事の提供及び介助		
	入浴の提供及び介助		
	排泄介助		
	更衣介助		
	移動・移乗介助		
	服薬介助		
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練		
	レクリエーションを通じた訓練		
	器具等を使用した訓練		
その他	創作活動など		
	健康管理		
施設の利用に当たっての留意事項			
その他運営に関する重要事項			
短期利用特定施設入居者生活介護の提供			
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		
	夜間看護体制加算		
	医療機関連携加算		
	看取り介護加算		
	認知症専門ケア加算		
	サービス提供体制強化加算		
	介護職員処遇改善加算		
	介護職員等特定処遇改善加算		
	入居継続支援加算		
	生活機能向上連携加算		
	若年性認知症入居者受入加算		
	口腔衛生管理体制加算		
	口腔・栄養スクリーニング加算		
	退院・退所時連携加算		
	ADL維持等加算		
科学的介護推進体制加算			
人員配置が手厚い介護サービスの実施	(介護・看護職員の配置率) : 1 以上		

	科学的介護推進体制加算		
	高齢者施設等感染症対策向上加算		
	新型コロナウイルス施設療養費加算		
	生産性向上推進体制加算		
人員配置が手厚い介護サービスの実施		(介護・看護職員の配置率) : 1 以上	

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援		
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	
		その他の場合：
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	

(中略)

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援		
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	

(中略)

(利用料金の算定根拠等)

家賃	
敷金	家賃の 〇ヶ月分
	解約時の対応
前払金	
食費	
状況把握及び生活相談サービス費	
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）	
償却の開始日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	
初期償却額	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了
	入居後3月を超えた契約終了
前払金の保全先	

(中略)

(利用料金の算定根拠等)

家賃	
敷金	家賃の 〇ヶ月分
	解約時の対応
前払金	
食費	
状況把握及び生活相談サービス費	
介護保険外費用	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

<u>算定根拠</u>		
想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

(中略)

10 その他

運営懇談会	ありの場合	
	開催頻度	年 回
	構成員	
	なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護		
緊急時等における対応方法		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	不適合の場合の内容	
柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項		
合致しない事項がある場合の内容		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明		
上記項目以外で合致しない事項		
合致しない事項の内容		
代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明		

(中略)

10 その他

運営懇談会	ありの場合	
	開催頻度	年 回
	構成員	
	なしの場合の代替措置の内容	
<u>高齢者虐待防止のための取組の状況</u>	<u>虐待防止対策検討委員会の定期的な開催</u>	
	<u>指針の整備</u>	
	<u>定期定期的な研修の実施</u>	
<u>身体的拘束の適正化等の取組の状況</u>	<u>身体的拘束等適正化検討委員会の開催</u>	
	<u>指針の整備</u>	
	<u>定期的な研修の実施</u>	
<u>業務継続計画（BCP）の策定状況等</u>	<u>緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと</u>	
	<u>身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録</u>	
	<u>感染症に関する業務継続計画</u>	
<u>業務継続計画（BCP）の策定状況等</u>	<u>災害に関する業務継続計画</u>	
	<u>職員に対する周知の実施</u>	
	<u>定期的な研修の実施</u>	
提携ホームへの移行	<u>定期的な訓練の実施</u>	
	<u>定期的な業務継続計画の見直し</u>	
	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護		
緊急時等における対応方法		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	不適合の場合の内容	
柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項		
合致しない事項がある場合の内容		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明		
上記項目以外で合致しない事項		
合致しない事項の内容		
代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明		

(中略)

(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	個別の利用料で実施するサービス		備 考	
	料金※(税別)			
介護サービス	食事介助			
	排せつ介助・おむつ交換			
	おむつ代			
	入浴(一般浴) 介助・濡拭			
	特浴介助			
	身辺介助(移動・着替え等)			
	機能訓練			
生活サービス	通院介助			
	居室清掃			
	リネン交換			
	日常の洗濯			
	居室配膳・下膳			
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			
	おやつ			
	理美容師による理美容サービス			
	買い物代行			
	役所手続代行			
	金銭・貯金管理			
	健康管理サービス	定期健康診断		
		健康相談		
生活指導・栄養指導				
服薬支援				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)				
入退院のサービス	移送サービス			
	入退院時の同行			
	入院中の洗濯物交換・買い物			
	入院中の見舞い訪問			

(別添2) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	個別の利用料で実施するサービス		備 考	
	料金※(税別)			
介護サービス	食事介助			
	排せつ介助・おむつ交換			
	おむつ代			
	入浴(一般浴) 介助・濡拭			
	特浴介助			
	身辺介助(移動・着替え等)			
	機能訓練			
生活サービス	通院介助			
	居室清掃			
	リネン交換			
	日常の洗濯			
	居室配膳・下膳			
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			
	おやつ			
	理美容師による理美容サービス			
	買い物代行			
	役所手続代行			
	金銭・貯金管理			
	健康管理サービス	定期健康診断		
		健康相談		
生活指導・栄養指導				
服薬支援				
生活リズムの記録(排便・睡眠等)				
入退院のサービス	移送サービス			
	入退院時の同行			
	入院中の洗濯物交換・買い物			
	入院中の見舞い訪問			

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割、2割又は3割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。
 ※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

選択→

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援1						
要支援2						
要介護1						
要介護2						
要介護3						
要介護4						
要介護5						
		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	
個別機能訓練加算						
夜間看護体制加算						
医療機関連携加算						
看取り介護加算						
認知症専門ケア加算						
サービス提供体制強化加算						
介護職員処遇改善加算						
介護職員等特定処遇改善加算						
入居継続支援加算						
身体拘束廃止未実施減算						
生活機能向上連携加算						
若年性認知症入居者受入加算						
口腔衛生管理体制加算						
口腔・栄養スクリーニング加算						
退院・退所時連携加算						
ADL維持等加算						
科学的介護推進体制加算						

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

選択→

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援1						
要支援2						
要介護1						
要介護2						
要介護3						
要介護4						
要介護5						
		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	
個別機能訓練加算 (I)						
個別機能訓練加算 (II)						1月につき
夜間看護体制加算						
協力医療機関連携加算						1月につき
看取り介護加算						死亡日以前31日以上45日以下(最大) 死亡日以前4日以上30日以下(最大27日) 死亡日以前2日又は2日(最大2日間) 死亡日
認知症専門ケア加算						
サービス提供体制強化加算						
介護職員処遇改善加算				0		
入居継続支援加算						
身体拘束廃止未実施減算						
生活機能向上連携加算						1月につき
若年性認知症入居者受入加算						
口腔・栄養スクリーニング加算						1回につき
退院・退所時連携加算						
退去時情報連携加算						1回につき
ADL維持等加算						1月につき
科学的介護推進体制加算						1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)						1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)						1月につき
新興感染症等施設療養費						1日につき(1日1回を標準とする5日算を標準)
生産性向上推進体制加算						1月につき

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額: 給地(地域加算 96))

① 介護報酬額の自己負担基準費(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1					
要支援2					
要介護1					
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					
個別機能訓練加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
夜間看護体制加算					
医療機関連携加算					
看取り介護加算(Ⅰ)～(Ⅱ) (死亡日前30日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ)～(Ⅱ) (死亡日前45日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ)～(Ⅱ) (死亡日前日及び前々日)					
看取り介護加算(Ⅰ)～(Ⅱ) (死亡日)					
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)					
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)					
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
入居継続支援加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
身体拘束廃止未実施減算					
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
若年性認知症入居者受入加算					
口腔衛生管理体制加算					
口腔・栄養スクリーニング加算					
退院・退所時連携加算					
ADL維持等加算 (Ⅰ)～(Ⅱ)					
科学的介護推進体制加算					

*1ヶ月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(Ⅰ割の場合)							
	(Ⅱ割の場合)							
	(Ⅲ割の場合)							

*本表は、 を算定する場合の例です。

(別添4) 介護報酬自己負担額

① 介護報酬額の自己負担基準費(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)
要支援1					
要支援2					
要介護1					
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					
個別機能訓練加算(Ⅰ)					
個別機能訓練加算(Ⅱ)					
夜間看護体制加算(Ⅰ)					
夜間看護体制加算(Ⅱ)					
協力医療機関連携加算(Ⅰ)					
協力医療機関連携加算(Ⅱ)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日前30日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日前45日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日前日及び前々日)					
看取り介護加算(Ⅰ) (死亡日)					
看取り介護加算(Ⅱ) (認知症介護—人等)					
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日前30日以上45日以下)					
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日前45日以上30日以下)					
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日前日及び前々日)					
看取り介護加算(Ⅲ) (死亡日)					
認知症専門ケア加算(Ⅰ)					
認知症専門ケア加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)					
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)					
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ) (Ⅰ)～(Ⅲ)					
入居継続支援加算(Ⅰ)					
入居継続支援加算(Ⅱ)					
身体拘束廃止未実施減算					
生活機能向上連携加算(Ⅰ)					
生活機能向上連携加算(Ⅱ)					
若年性認知症入居者受入加算					
口腔・栄養スクリーニング加算					
退院・退所時連携加算					
退院時連携提供加算					
ADL維持等加算(Ⅰ)					
ADL維持等加算(Ⅱ)					
科学的介護推進体制加算					
高齢者施設等施設対策向上加算(Ⅰ)					
高齢者施設等施設対策向上加算(Ⅱ)					
医療従事者施設対策加算 (死亡日前30日以上45日以下)					
生活機能向上推進体制加算(Ⅰ)					
生活機能向上推進体制加算(Ⅱ)					

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、(Ⅰ)は算定できず、(Ⅱ)を算定する場合は100単位を算定する。

*1ヶ月は30日で計算しています。

② 要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担	(Ⅰ割の場合)							
	(Ⅱ割の場合)							
	(Ⅲ割の場合)							

*本表は、個別機能訓練加算(Ⅰ)及びサービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合の例です。
介護職員等特定処遇改善加算の自己負担分については別途必要となります。

別紙様式1 (住宅型)
(中略)

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援		
	その他の場合:	
協力医療機関	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	
		その他の場合:
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
協力歯科医療機関	名称	
	住所	
	協力内容	

(中略)

別紙様式1 (住宅型)
(中略)

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援		
	その他の場合:	
協力医療機関	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力科目	
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保
新興感染症発生時に 連携する医療機関	医療機関の名称	
	医療機関の住所	
協力歯科医療機関	名称	
	住所	

(中略)

(利用料金の算定根拠等)

家賃		
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金		
食費		
状況把握及び生活相談サービス費		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間 (償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

(中略)

(利用料金の算定根拠等)

家賃		
敷金	家賃の	ヶ月分
	解約時の対応	
前払金		
食費		
状況把握及び生活相談サービス費		
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2	
その他のサービス利用料		

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

<u>算定根拠</u>		
想定居住期間 (償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

(中略)

10 その他

運営懇談会	ありの場合	
	開催頻度	年 回
	構成員	
	なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護		
緊急時等における対応方法		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	不適合の場合の内容	
柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項		
合致しない事項がある場合の内容		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明		
上記項目以外で合致しない事項		
合致しない事項の内容		
代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明		

(以下略)

10 その他

運営懇談会	ありの場合	
	開催頻度	年 回
	構成員	
	なしの場合の代替措置の内容	
<u>高齢者虐待防止のための取組の状況</u>	<u>虐待防止対策検討委員会の定期的な開催</u>	
	<u>指針の整備</u>	
	<u>定期定期的な研修の実施</u>	
	<u>担当者の配置</u>	
<u>身体的拘束の適正化等の取組の状況</u>	<u>身体的拘束等適正化検討委員会の開催</u>	
	<u>指針の整備</u>	
	<u>定期的な研修の実施</u>	
	<u>緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行うこと</u>	
	<u>身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録</u>	
<u>業務継続計画（BCP）の策定状況等</u>	<u>感染症に関する業務継続計画</u>	
	<u>災害に関する業務継続計画</u>	
	<u>職員に対する周知の実施</u>	
	<u>定期的な研修の実施</u>	
	<u>定期的な訓練の実施</u>	
	<u>定期的な業務継続計画の見直し</u>	
提携ホームへの移行	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護		
緊急時等における対応方法		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	不適合の場合の内容	
柏原市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項		
合致しない事項がある場合の内容		
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容	
不適合事項がある場合の入居者への説明		
上記項目以外で合致しない事項		
合致しない事項の内容		
代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明		

(以下略)

